

# 請願書の数で私たちの意思を示そう！

尾北民商は1986年から毎年夏に、税務行政の民主化を訴えて小牧税務署へ請願行動を行っています。今年9月16日（火）には、40回目の請願行動を行います。



すべての会員・読者の皆さんにお願いします。先週に配布されている「税務行政の民主化を求める請願書」に記名の上、もよりの役員さんか尾北民商事務局にお渡しください。

インボイス制度の導入により多くの小規模業者が、消費税の事務・納税負担に悩んでいます。さらに2割特例は2026年9月までとされ、サービス業であれば以後の税額は2.5倍（簡易課税・特例いずれも5割）になります。個人・家族規模の業者の多くが営業・生活を破壊されかねない負担です。

エネルギー価格をはじめ諸物価が高騰している今、業者の営業の権利を守るためにも経済対策のためにも、インボイス制度は早急に廃止し消費税を減税するべきです。

また税務署・国税庁は今年1月から提出書類への收受印をなくしてしまいました。收受印の押された

確定申告書の控えは、自営業者にとって自身の営業や所得の証明です。提出した確定申告書を税務署側が紛失した場合、納税者が無申告者として扱われることを防ぐ証拠にもなりました。今はそれがありません。

各種の届け出においても同様の問題があります。消費税の簡易選択届など、提出の有無が税額に大きく影響する書類の控えに收受印がないことを不安に感じる人もいるでしょう。

税務調査に関しても、納税者の権利を顧みない強権的な調査・徴収の話がいくつも民商に届いています。

請願書の数を集め、私たち納税者の声を目に見える形ではっきりと税務署に突きつけましょう。

一人でも多くの署名を得ることが、私たちの営業と生活を守ることに繋がります。

集めた署名は9月12日（金）夕方をめどに、最寄りの役員・事務局員ないし民商事務所にお届けください。よろしくをお願いします。

**尾北民商**  
ニュース

2025年  
8月18日号  
TEL 0587-54-0524  
FAX 0587-54-1390

## Next BMプロジェクトproduce

時 9月17日 午後7時30分～

所 尾北民商事務所

## 集客・販売促進の勉強会

講師 伊藤拓巳 常任理事

# 改革は中小業者の抜本的支援と一体で！

2025年は63円（6.0%）の引き上げで最低賃金（時給）の目安が1118円になるようです。

諸物価が値上がりする状況をかながみても最低賃金の上昇は必要ですが、雇用者側とくに中小規模の業者が人件費を払っていけるよう、単価の引上げも同時に行われなくてはなりません。

また現状では働き控え問題への対策が不十分です。今年は所得税の103万の壁は上昇しますが、市県民税に関しては変わりません。最低賃金の上昇には市県民税も含めて課税基準を対応させるべきです。

社会保険料の負担も大きな問題です。現在は雇用人数が常時5人以上なら事業所は社会保険に強制加入です。パート・アルバイト従業員は「従業員数51人以上の企業に勤務している」ことが社会保険加入



要件の一つとなっています。

政府はこの人数要件を10年間で撤廃し、2035年10月には全ての事業所を社会保険に加入させる方針です。そうならばアルバイトも他の要件

（現在基準なら週20時間以上勤務、月額8.8万円以上など）を満たした時点で加入対象になります。

一方で社保の拡大によって市町村国保の現役加入者が減り、国保料の値上げにつながっています。

少子高齢化が加速する中で社会保障の拡充は不可欠です。政府には、払っていける金額になるよう、中小業者への抜本的な支援策と一体にした税と社会保障の改革が求められます。